

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について（案）

令和 4 年 11 月 4 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- (1) 「特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針」という。）については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- (2) 豚熱に関する防疫指針については、令和元年10月に予防的ワクチン接種に係る改正を行い、令和3年3月には、それまでの家畜防疫員に加え知事認定獣医師によるワクチン接種を可能としたところ。
- (3) 一方で、ワクチン接種農場における豚熱の継続的な発生がある中、これまでの免疫付与状況確認検査の分析結果に関する、牛豚等疾病小委員会及び疫学調査チーム検討会での議論を踏まえると、家畜防疫員による飼養衛生管理の指導並びに免疫付与状況確認検査の実施及びそのデータの分析について、より一層強化するための体制整備を図る必要がある。
- (4) これらのことから、豚熱ワクチン接種の運用を見直すため、防疫指針の所要の変更を行う。

2 変更の方針（案）

以下の事項を中心として変更を検討することとしたい。

- (1) 予防的ワクチン接種を行う飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）の登録及び農場の認定の要件【新設】
- (2) 認定された農場に所属する登録された飼養衛生管理者に対する法第50条に基づくワクチンの使用許可の要件【新設】
- (3) 都道府県による登録された飼養衛生管理者及び認定された農場の指示・監督及び要件遵守状況の確認【新設】

3 今後のスケジュール（案）

- (1) 都道府県への意見照会及びパブリックコメントを実施。
- (2) 小委の検討結果及び（1）の結果を家畜衛生部会に報告（11月下旬）。
- (3) 家畜衛生部会から変更の方針について答申を得た後、速やかに防疫指針を改正（12月下旬目途）。

○家畜伝染病予防法（抄）

（特定家畜伝染病防疫指針等）

第3条の2

1～5 （略）

6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

豚熱の予防的ワクチン接種体制の見直しについて（案）

- 接種体制は、確実にワクチン接種を行うため、①適時・適切なワクチン接種（家畜防疫員及び知事認定獣医師に限定）、②ワクチンの厳格な管理（県知事による許可）の2要件が担保されることが重要。ワクチン接種開始（令和元年9月）から約3年が経過し、現在、ワクチン接種推奨地域は39都府県（ワクチン接種県）となっている。
- ワクチン接種県では、現在、家畜防疫員又は知事認定獣医師による頻回なワクチン接種が必要。一方で、飼養衛生管理の指導、免疫付与状況確認検査の実施及びそのデータの分析、豚熱等発生時の緊急防疫措置の対応など、家畜防疫員による他業務への対応に影響。今般、現場からの要望も踏まえ、接種適期に確実に接種可能となる体制整備を図るとともに、家畜防疫員が上記の他業務に注力できる体制整備が必要。
- このため、豚熱ワクチン接種体制の2要件を担保しつつ、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、飼養衛生管理者（家伝法第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。）によるワクチン接種を可能とするよう接種体制を強化。
- なお、2要件の担保にあたっては、飼養衛生管理者の登録（事前研修による技術習得・接種実績報告などルールの徹底）、農場の認定（農場におけるワクチン管理体制の事前確認）及び家伝法第50条に基づくワクチンの使用許可により、豚熱ワクチン接種体制が継続して担保される仕組みとする。

現行の体制

- ①適時・適切なワクチン接種
・家畜防疫員及び知事認定獣医師に限定。
- ②ワクチンの厳格な管理
・知事によるワクチンの使用許可（家伝法第50条）

課題

- ①適時・適切な接種が困難
・現行の接種頻度では、必ずしも接種適期に接種を実施することは困難。
- ②接種県では他業務に影響
・飼養衛生管理の指導
・免疫付与状況確認検査の実施及びそのデータ分析
- ③緊急防疫措置時の対応
・防疫優先によるワクチン接種の停滞及び防疫措置実施体制への影響。

見直し後の体制

- ①適時・適切なワクチン接種
知事による
・飼養衛生管理者の登録
・農場の認定
 - ②ワクチンの厳格な管理
・知事によるワクチンの使用許可（家伝法第50条）
- ★豚熱ワクチンの接種体制の2要件が継続して担保される仕組み

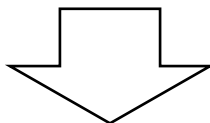
期待される効果

- ①接種適期での確実な接種
- ②飼養衛生管理の指導強化
- ③免疫付与状況確認検査の体制強化
・農場毎の接種適期の検討をさらに推進。
- ④緊急防疫措置時の影響緩和
・防疫措置に家畜防疫員が注力可能。ワクチン接種は飼養衛生管理者により継続。

飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種における適切な接種体制を担保する仕組み (案)

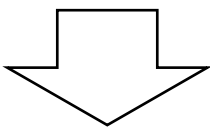
消費・安全局

<p>①事前の研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県による事前の研修により知識・技術の習得 研修項目：飼養衛生管理、豚熱ワクチンの基礎知識、制度、接種技術 研修頻度：事前に1回以上、その後は毎年1回以上 研修対象：飼養衛生管理者 ⇒ 研修修了者に県が修了証を交付
<p>②ワクチン管理体制の事前確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農場による作業手順書の作成 内容：ワクチン接種記録等書類の作成・報告の手順、ワクチン使用手順、ワクチンの保管・管理の手順、ワクチンの空瓶の返却手順等 ・ 県による当該手順書の実行体制の確認 ・ 県による農場のワクチン保管設備等の管理体制の確認 ⇒ 要件確認後、農場を県が認定
<p>③ワクチンの流通への県の関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県による豚熱ワクチンの調達 ・ 農場が作成した接種計画を県が確認の上、必要なワクチン量が農場に渡るように管理 ・ 県は接種者に家伝法に基づくワクチン使用を許可
<p>④家畜防疫員等によるワクチン接種の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜防疫員又は知事認定獣医師は診察の上、指示書を交付



事前の体制整備後

<p>⑤ワクチン接種の実施 (④の指示・監督の下)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種可能者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>②に基づく認定を受けた農場の飼養衛生管理者であって、①に基づく修了証及び家伝法に基づくワクチンの使用許可を県から受けた者</p> </div>
-----------------------------------	---



県は、要件の遵守確認を実施

<p>⑥接種実績報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農場は県に接種実績を報告（知事認定獣医師を介しても可） ・ 県は農場の接種実績、接種計画及び使用したワクチン数量を突合確認
<p>⑦立入検査等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は定期・不定期による立入検査を実施 ・ 県は免疫付与状況確認検査を実施

★ 要件を満たさない場合には、修了証、認定及びワクチン使用許可の取消し並びに家伝法に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を実施